

平成28年6月29日

鹿児島市監査委員	中	園	博	揮
同	迫		貞	義
同	川	越	桂	路
同	伊地知		紘	徳

平成27年度財政援助団体等監査の結果に関する措置状況について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等に対する監査の結果について、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

記

1 監査対象団体の名称及び所管課名

団体名 公益財団法人 鹿児島市公園公社
所管課名 建設管理部 公園緑化課

2 監査の期間

平成27年9月25日から同年11月27日まで

3 監査の対象

平成26年度事務



公緑 第 39-1号
平成28年 5月30日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸
(公園緑化課取扱い)



平成27年度財政援助団体等監査の結果に関する措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項に基づき、次のとおり通知します。

記

指 摘 事 項 等	担当局部課	措 置 状 況
<p>【公園緑化課】 (1) かごしま健康の森公園管理業務実施要領によると、収支計算書の半期分を10月に提出するようになっているが、提出されておらず、そのことに対して確認もされていない。</p>	<p>公園緑化課</p>	<p>(1) かごしま健康の森公園管理業務実施要領によると、収支計算書の半期分を10月に提出するようになっているが、提出されず、確認もされていないことについては、公園緑化課内のチェック体制が十分でなかったことから、今後は、既存のチェックリストを活用し遺漏がないよう適切に処理するとともに、公園緑化課内の担当1名を正・副2名の担当で書類の確認をするよう業務の見直しを致しました。</p>
<p>【公益財団法人鹿児島市公園公社】 (2) かごしま健康の森公園管理業務実施要領によると、収支計算書の半期分を10月に提出するようになっているが、提出されていない。</p>	<p>公園緑化課</p>	<p>(2) かごしま健康の森公園管理業務実施要領によると、収支計算書の半期分を10月に提出するようになっているが、提出されていないことについては、公益財団法人鹿児島市公園公社内のチェック体制が十分でなかったことから、今後は、遺漏がないよう適切に処理するとともに、公益財団法人鹿児島市公園公社内の担当1名を正・副2名の担当で書類の確認をするよう業務の見直しを致しました。</p>